令 和 8 年 度

愛 知 県 豊 川 市 予 算 書

目　　次

1　一般会計 ---------- 5 頁

2　特別会計

(1) 豊川西部土地区画整理事業 ---------- 17

(2) 豊川駅東土地区画整理事業 ---------- 23

(3) 公共駐車場事業 ---------- 29

(4) 国民健康保険 ---------- 35

(5) 後期高齢者医療 ---------- 41

(6) 土地取得 ---------- 47

(7) 一宮財産区管理事業 ---------- 53

(8) 赤坂財産区管理事業 ---------- 59

(9) 長沢財産区管理事業 ---------- 65

(10) 萩財産区管理事業 ---------- 71

3　企業会計

(1) 水道事業 ---------- 77

(2) 下水道事業 ---------- 83

(3) 病院事業 ---------- 89

令 和 ８ 年 度

豊 川 市 一 般 会 計 予 算

第３号議案

令和８年度豊川市一般会計予算

令和８年度豊川市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 84,240,000 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（継続費）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１２条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第２表継続費」による。

（債務負担行為）

第３条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第３表債務負担行為」による。

（地方債）

第４条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第４表地方債」による。

（一時借入金）

第５条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第６条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和８年２月２４日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 市　　税		31,194,253
	1 市　民　税	12,763,000
	2 固定資産税	14,147,253
	3 軽自動車税	615,000
	4 市たばこ税	1,160,000
	5 入　湯　税	48,000
	6 都市計画税	2,461,000
2 地方譲与税		622,000
	1 地方揮発油譲与税	128,000
	2 自動車重量譲与税	458,000
	3 森林環境譲与税	36,000
3 利子割交付金		50,000
	1 利子割交付金	50,000
4 配当割交付金		250,000
	1 配当割交付金	250,000
5 株式等譲渡所得割交付金		250,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	250,000
6 法人事業税交付金		650,000
	1 法人事業税交付金	650,000
7 地方消費税交付金		4,800,000
	1 地方消費税交付金	4,800,000
8 ゴルフ場利用税交付金		67,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	67,000
9 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		1

款	項	金　　額
		千円
	1 環境性能割交付金	1
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		15,802
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	15,802
12 地方特例交付金		440,000
	1 地方特例交付金	440,000
13 地方交付税		7,650,000
	1 地方交付税	7,650,000
14 交通安全対策特別交付金		26,000
	1 交通安全対策特別交付金	26,000
15 分担金及び負担金		300,599
	1 負　担　金	300,599
16 使用料及び手数料		932,028
	1 使　用　料	592,259
	2 手　数　料	339,769
17 国庫支出金		15,299,427
	1 国庫負担金	8,798,049
	2 国庫補助金	6,463,566
	3 委　託　金	37,812
18 県支出金		6,755,816
	1 県負担金	4,059,426
	2 県補助金	2,222,513
	3 委　託　金	470,325
	4 県交付金	3,552
19 財産収入		681,832
	1 財産運用収入	621,056
	2 財産売払収入	60,776

款	項	金　　額
		千円
20 寄　附　金		180,000
	1 寄　附　金	180,000
21 繰　入　金		3,642,079
	1 特別会計繰入金	5,032
	2 基金繰入金	3,637,047
22 繰　越　金		700,000
	1 繰　越　金	700,000
23 諸　収　入		2,885,162
	1 延滞金、加算金及び過料	23,004
	2 市預金利子	900
	3 貸付金元利収入	915,712
	4 雑　　入	1,945,546
24 市　　債		6,848,000
	1 市　　債	6,848,000
歳　入　合　計		84,240,000

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 議　会　費		428,037
	1 議　会　費	428,037
2 総　務　費		13,056,848
	1 総務管理費	11,501,022
	2 徴　税　費	892,237
	3 戸籍住民基本台帳費	444,748
	4 選　挙　費	128,780
	5 統計調査費	37,373
	6 監査委員費	52,688
3 民　生　費		36,112,144
	1 社会福祉費	15,925,479
	2 児童福祉費	18,082,321
	3 生活保護費	2,103,744
	4 災害救助費	600
4 衛　生　費		6,082,904
	1 保健衛生費	2,833,935
	2 清　掃　費	3,248,969
5 労　働　費		142,217
	1 労働諸費	142,217
6 農林水産業費		904,407
	1 農　業　費	842,848
	2 林　業　費	61,559
7 商　工　費		2,478,162
	1 商　工　費	2,478,162
8 土　木　費		6,686,895
	1 土木管理費	580,579

款	項	金　　額
		千円
	2 道路橋りょう費	1,479,683
	3 河　川　費	365,422
	4 港　湾　費	9,282
	5 都市計画費	3,545,098
	6 住　宅　費	706,831
9 消　防　費		3,375,973
	1 消　防　費	3,375,973
10 教　育　費		6,005,566
	1 教育総務費	1,038,375
	2 小学校費	1,023,793
	3 中学校費	740,863
	4 社会教育費	950,961
	5 保健体育費	2,251,574
11 災害復旧費		15,500
	1 農林水産施設災害復旧費	6,200
	2 土木施設災害復旧費	9,300
12 公　債　費		5,283,341
	1 公　債　費	5,283,341
13 諸支出金		3,628,006
	1 公営企業費	3,628,006
14 予　備　費		40,000
	1 予　備　費	40,000
歳　出　合　計		84,240,000

第2表　継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
2 総務費	1総務管理費	プリオビル管理運営費	413,000	令和8年度	67,000
				令和9年度	346,000
10 教育費	4社会教育費	御油生涯学習センター整備事業費	632,060	令和8年度	72,100
				令和9年度	559,960

第3表　債務負担行為

事項	期間	限度額
		千円
設楽ダム水源地域整備事業負担金	令和9年度～令和16年度	147,869
県議会議員選挙事務費	令和9年度	24,638
市議会議員選挙事務費	令和9年度	40,916
公共施設照明設備LED化事業	令和9年度～令和20年度	1,758,566
御津1区第2期分譲用地取得事業費補助（令和8年度補助分）	令和9年度～令和17年度	91,008
東三河消防救急デジタル無線設備負担金	令和9年度～令和19年度	572,671
消防車両購入費	令和9年度～令和10年度	72,000
小坂井中学校校舎改築等事業に係る仮設建物借上料	令和9年度～令和12年度	157,520
学校給食センター調理等委託料	令和9年度～令和13年度	841,980千円に物価変動による増減額、消費税額及び地方消費税額を加算した額

第４表　　地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
公共施設整備事業費	89,400	普通貸借又は証券発行	年4.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還し、若しくは低利債に借換えすることができる。
公共施設整備事業費（推進債）	3,171,000	同上	同上	同上
会計管理事業費	10,500	同上	同上	同上
社会福祉事業費	4,200	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業費	18,900	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業費（推進債）	707,900	同上	同上	同上
一般廃棄物処理事業費	48,300	同上	同上	同上
農業施設整備事業費	76,500	同上	同上	同上
観光施設整備事業費	15,000	同上	同上	同上
道路新設改良事業費	167,600	同上	同上	同上
橋りょう新設改良事業費	79,100	同上	同上	同上
河川整備事業費	149,400	同上	同上	同上
都市計画事業費	779,000	同上	同上	同上
都市計画事業費（推進債）	136,200	同上	同上	同上
公営住宅整備事業費	266,300	同上	同上	同上
消防施設整備事業費	25,900	同上	同上	同上
消防施設整備事業費（推進債）	925,000	同上	同上	同上
小学校建設事業費	58,400	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化財保護事業費	千円 1,300	普通貸借 又は 証券発行	% 年4.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還し、若しくは低利債に借換えすることができる。
社会教育施設整備事業費	35,600	同上	同上	同上
保健体育施設整備事業費	82,500	同上	同上	同上
計	6,848,000			

令 和 ８ 年 度

豊川市東三河都市計画事業豊川西部
土地区画整理事業特別会計予算

第４号議案

令和８年度豊川市東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業
特別会計予算

令和８年度豊川市の東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 90,200 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

令和８年２月２４日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 処　分　金		6,510
	1 処　分　金	6,510
2 使用料及び手数料		96
	1 手　数　料	96
3 繰　越　金		83,593
	1 繰　越　金	83,593
4 諸　収　入		1
	1 市預金利子	1
歳　　入　　合　　計		90,200

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総　務　費		1,016
	1 管　理　費	1,016
2 事　業　費		88,384
	1 工　事　費	88,384
3 公　債　費		500
	1 公　債　費	500
4 予　備　費		300
	1 予　備　費	300
歳　出　合　計		90,200

令 和 ８ 年 度

豊川市東三河都市計画事業豊川駅東
土地区画整理事業特別会計予算

第５号議案

令和８年度豊川市東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業
特別会計予算

令和８年度豊川市の東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 811,300 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

令和８年２月２４日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 処　分　金		7,980
	1 処　分　金	7,980
2 使用料及び手数料		76
	1 手　数　料	76
3 繰　入　金		792,243
	1 他会計繰入金	792,243
4 繰　越　金		11,000
	1 繰　越　金	11,000
5 諸　収　入		1
	1 市預金利子	1
歳　　入　　合　　計		811,300

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総　務　費		935
	1 管　理　費	935
2 事　業　費		809,565
	1 工　事　費	809,565
3 公　債　費		500
	1 公　債　費	500
4 予　備　費		300
	1 予　備　費	300
歳　出　合　計		811,300

令 和 8 年 度

豊川市公共駐車場事業特別会計予算

第６号議案

令和８年度豊川市公共駐車場事業特別会計予算

令和８年度豊川市の公共駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 174,200 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

令和８年２月２４日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 事業費収入		82,150
	1 使　用　料	82,150
2 国庫支出金		375
	1 国庫補助金	375
3 財産収入		513
	1 財産運用収入	513
4 繰　越　金		849
	1 繰　越　金	849
5 諸　収　入		9,313
	1 市預金利子	1
	2 雑　　入	9,312
6 市　　債		81,000
	1 市　　債	81,000
歳　入　合　計		174,200

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総　務　費		164,533
	1 管　理　費	164,533
2 公　債　費		8,667
	1 公　債　費	8,667
3 予　備　費		1,000
	1 予　備　費	1,000
歳　　出　　合　　計		174,200

第２表　　地 方 債

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法
	千円		%	
駐車場整備事業費	81,000	普通貸借又は証券発行	年4.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還し、若しくは低利債に借換えすることができる。
計	81,000			

令 和 8 年 度

豊 川 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算

第７号議案

令和８年度豊川市国民健康保険特別会計予算

令和８年度豊川市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,336,800 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

⑵　保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和８年２月２４日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 国民健康保険料		3,362,601
	1 国民健康保険料	3,362,601
2 国民健康保険税		45
	1 国民健康保険税	45
3 使用料及び手数料		1
	1 手　数　料	1
4 県支出金		10,342,483
	1 県補助金	10,342,483
5 財産収入		6,780
	1 財産運用収入	6,780
6 繰　入　金		1,279,674
	1 他会計繰入金	1,279,674
7 繰　越　金		320,000
	1 繰　越　金	320,000
8 諸　収　入		25,216
	1 延滞金及び過料	10,001
	2 市預金利子	10
	3 雑　　入	15,205
歳　入　合　計		15,336,800

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総　務　費		215,380
	1 総務管理費	178,741
	2 徴　収　費	36,396
	3 運営協議会費	243
2 保険給付費		10,261,161
	1 療養諸費	8,808,123
	2 高額療養費	1,397,868
	3 移　送　費	90
	4 出産育児諸費	44,000
	5 葬祭諸費	11,050
	6 結核医療付加金諸費	30
3 国民健康保険事業費納付金		4,687,637
	1 医療給付費分納付金	3,188,845
	2 後期高齢者支援金等分納付金	1,037,124
	3 介護納付金分納付金	358,669
	4 子ども・子育て支援納付金分納付金	102,999
4 保健事業費		137,439
	1 特定健康診査等事業費	107,485
	2 保健事業費	29,954
5 基金積立金		6,780
	1 基金積立金	6,780
6 公　債　費		1
	1 公　債　費	1
7 諸支出金		20,402
	1 償還金及び還付加算金	20,402
8 予　備　費		8,000

款	項	金　　額
		千円
	1 予　備　費	8,000
歳　　出　　合　　計		15,336,800

令 和 8 年 度

豊川市後期高齢者医療特別会計予算

第８号議案

令和８年度豊川市後期高齢者医療特別会計予算

令和８年度豊川市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,396,300 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月２４日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		3,556,027
	1 後期高齢者医療保険料	3,556,027
2 繰　入　金		734,653
	1 他会計繰入金	734,653
3 繰　越　金		1
	1 繰　越　金	1
4 諸　収　入		105,619
	1 延滞金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	7,230
	3 市預金利子	20
	4 受託事業収入	98,314
	5 雑　　入	53
歳　入　合　計		4,396,300

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総　務　費		39,954
	1 総務管理費	28,512
	2 徴　収　費	11,442
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,241,826
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,241,826
3 保健事業費		106,289
	1 保健事業費	106,289
4 諸支出金		7,231
	1 償還金及び還付加算金	7,230
	2 繰　出　金	1
5 予　備　費		1,000
	1 予　備　費	1,000
歳　　出　　合　　計		4,396,300

令 和 ８ 年 度

豊 川 市 土 地 取 得 特 別 会 計 予 算

第９号議案

令和８年度豊川市土地取得特別会計予算

令和８年度豊川市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 297,500 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月２４日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 基金借入金		291,000
	1 基金借入金	291,000
2 財産収入		5,042
	1 財産運用収入	5,032
	2 財産売払収入	10
3 繰　越　金		1,456
	1 繰　越　金	1,456
4 諸　収　入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑　　入	1
歳　　入　　合　　計		297,500

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 事　務　費		80
	1 事　務　費	80
2 土地取得費		292,188
	1 土地取得費	292,188
3 諸支出金		5,032
	1 土地開発基金費	1
	2 他会計繰出金	5,031
4 予　備　費		200
	1 予　備　費	200
歳　出　合　計		297,500

令 和 8 年 度

豊川市一宮財産区管理事業特別会計予算

第１０号議案

令和８年度豊川市一宮財産区管理事業特別会計予算

令和８年度豊川市の一宮財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,100 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月２４日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 財産収入		439
	1 財産運用収入	437
	2 財産売払収入	2
2 繰　入　金		160
	1 基金繰入金	160
3 繰　越　金		500
	1 繰　越　金	500
4 諸　収　入		1
	1 市預金利子	1
歳　　入　　合　　計		1,100

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総　務　費		1,000
	1 総務管理費	1,000
2 予　備　費		100
	1 予　備　費	100
歳　　出　　合　　計		1,100

令 和 ８ 年 度

豊川市赤坂財産区管理事業特別会計予算

第１１号議案

令和８年度豊川市赤坂財産区管理事業特別会計予算

令和８年度豊川市の赤坂財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,800 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月２４日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 県支出金		1
	1 県補助金	1
2 財産収入		878
	1 財産運用収入	876
	2 財産売払収入	2
3 繰　入　金		10
	1 基金繰入金	10
4 繰　越　金		573
	1 繰　越　金	573
5 諸　収　入		338
	1 市預金利子	1
	2 雑　　入	337
歳　　入　　合　　計		1,800

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総　務　費		1,700
	1 総務管理費	1,700
2 予　備　費		100
	1 予　備　費	100
歳　　出　　合　　計		1,800

令 和 ８ 年 度

豊川市長沢財産区管理事業特別会計予算

第１２号議案

令和８年度豊川市長沢財産区管理事業特別会計予算

令和８年度豊川市の長沢財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,100 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月２４日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 県支出金		1
	1 県補助金	1
2 財産収入		260
	1 財産運用収入	258
	2 財産売払収入	2
3 繰　入　金		1,400
	1 基金繰入金	1,400
4 繰　越　金		1,437
	1 繰　越　金	1,437
5 諸　収　入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑　　入	1
歳　　入　　合　　計		3,100

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総　務　費		3,000
	1 総務管理費	3,000
2 予　備　費		100
	1 予　備　費	100
歳　　出　　合　　計		3,100

令 和 ８ 年 度

豊川市萩財産区管理事業特別会計予算

第１３号議案

令和８年度豊川市萩財産区管理事業特別会計予算

令和８年度豊川市の萩財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,900 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和８年２月２４日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

第１表　　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　　額
		千円
1 県支出金		1
	1 県補助金	1
2 財産収入		921
	1 財産運用収入	919
	2 財産売払収入	2
3 繰　入　金		2,976
	1 基金繰入金	2,976
4 繰　越　金		4,000
	1 繰　越　金	4,000
5 諸　収　入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑　　入	1
歳　　入　　合　　計		7,900

歳　　出

款	項	金　　額
		千円
1 総　務　費		7,800
	1 総務管理費	7,800
2 予　備　費		100
	1 予　備　費	100
歳　　出　　合　　計		7,900

令 和 ８ 年 度

豊 川 市 水 道 事 業 会 計 予 算

第１４号議案

令和８年度豊川市水道事業会計予算

（総　　則）

第１条　令和８年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給　水　人　口	184,200 人
(2)	給　水　戸　数	84,200 戸
(3)	年間総給水量	21,226,000 ㎥
(4)	一日平均給水量	58,153 ㎥
(5)	主要な建設改良事業	
	営業用設備整備事業	437,878 千円
	配水管布設事業	1,301,997 千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　水道事業収益	3,782,904 千円
第１項　営　業　収　益	3,019,591 千円
第２項　営業外収益	763,306 千円
第３項　特　別　利　益	7 千円

支　　出

第１款　水道事業費用	3,590,113 千円
第１項　営　業　費　用	3,532,218 千円
第２項　営業外費用	51,292 千円
第３項　特　別　損　失	1,603 千円
第４項　予　　備　　費	5,000 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,644,000 千円は、建設改良積立金 100,000 千円、過年度分損益勘定留保資金 832,006 千円、当年度分損益勘定留保資金 582,500 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 129,494 千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入	384,613 千円
第１項　負担金	336,918 千円
第２項　固定資産売却代金	1 千円
第３項　国庫（県）補助金	47,694 千円

支　　出

第１款　資本的支出	2,028,613 千円
第１項　建設改良費	1,851,454 千円
第２項　無形固定資産取得費	5,254 千円
第３項　企業債償還金	171,905 千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限度額
公共施設照明設備ＬＥＤ化事業	令和９年度～令和２０年度	千円 10,823
ウォーターＰＰＰ発注支援業務委託料	令和９年度	4,083

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第６条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　収益的支出　　第１項　営　業　費　用　　第２項　営 業 外 費 用

第３項　特　別　損　失

(2)　資本的支出　　第１項　建 設 改 良 費　　第２項　企業債償還金

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)　職員給与費　374,094 千円

（他会計からの補助金）

第８条　物価高騰に伴う経済的負担の軽減策として実施する水道料金基本料金の免除に関連し、収入の減少を補うため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、364,934 千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第９条　たな卸資産の購入限度額は、10,422 千円と定める。

令和８年２月２４日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

令 和 8 年 度

豊 川 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算

第１５号議案

令和８年度豊川市下水道事業会計予算

（総　　則）

第１条　令和８年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内人口	167,800 人
(2)	水洗化人口	158,900 人
(3)	年間総処理水量	19,161,541 ㎥
(4)	一日平均処理水量	52,497 ㎥
(5)	主要な建設改良事業	
	特定環境保全公共下水道汚水管渠整備事業	957,058 千円
	公共下水道汚水管渠整備事業	681,367 千円
	雨水管渠整備事業	499,210 千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　下水道事業収益	4,683,145 千円
第１項　営業収益	3,203,222 千円
第２項　営業外収益	1,422,761 千円
第３項　特別利益	57,162 千円

支　　出

第１款　下水道事業費用	4,414,624 千円
第１項　営業費用	4,185,574 千円
第２項　営業外費用	225,741 千円
第３項　特別損失	2,309 千円
第４項　予備費	1,000 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,398,068 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額　117,806 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,257,626 千円、繰越利益剰余金処分額 21,636 千円、当年度利益剰余金処分額 1,000 千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入	2,274,424 千円
第１項　企業債	1,349,500 千円
第２項　負担金及び分担金	81,502 千円
第３項　固定資産売却代金	1 千円
第４項　出資金	174,122 千円
第５項　補助金	669,299 千円

支　　出

第１款　資本的支出	3,672,492 千円
第１項　建設改良費	2,421,560 千円
第２項　企業債償還金	1,250,932 千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限度額
ウォーターＰＰＰ 発注支援業務委託料	令和９年度	千円 4,083

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,349,500	普通貸借又は証券発行	% 年4.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する条件による。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還し、若しくは低利債に借換えすることができる。
計	1,349,500			

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、800,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)	収益的支出	第１項　営業費用	第２項　営業外費用
		第３項　特別損失	
(2)	資本的支出	第１項　建設改良費	第２項　企業債償還金

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)　職員給与費　225,624 千円

（他会計からの補助金）

第１０条　下水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、43,374 千円である。

（利益剰余金の処分）

第１１条　繰越利益剰余金 785,420 千円のうち、21,636 千円及び当年度利益剰余金 153,269 千円のうち、1,000 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1)　資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てん　22,636 千円

令和８年２月２４日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

令 和 ８ 年 度

豊 川 市 病 院 事 業 会 計 予 算

第１６号議案

令和８年度豊川市病院事業会計予算

（総　　則）

第１条　令和８年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）	病　　床　　数	501 床
（２）	年 間 入 院 患 者 数	154,395 人
（３）	年 間 外 来 患 者 数	291,369 人
（４）	一日平均入院患者数	423 人
（５）	一日平均外来患者数	1,209 人
（６）	主要な建設改良事業	
	総合医療情報システム更新事業	2,472,926 千円
	機械器具整備事業	449,710 千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入	
第１款　病 院 事 業 収 益	21,355,057 千円
第１項　医　業　収　益	19,096,592 千円
第２項　医 業 外 収 益	2,258,462 千円
第３項　特　別　利　益	3 千円
支　　出	
第１款　病 院 事 業 費 用	22,537,305 千円
第１項　医　業　費　用	21,648,096 千円
第２項　医 業 外 費 用	798,208 千円
第３項　特　別　損　失	90,001 千円
第４項　予　　備　　費	1,000 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 110,541 千円は、過年度分損益勘定留保資金 102,175 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,366 千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入	3,761,333 千円
第１項　企業債	2,921,000 千円
第２項　負担金	440,303 千円
第３項　固定資産売却代金	10 千円
第４項　投資回収金	10 千円
第５項　寄附金	10 千円
第６項　基金繰入金	400,000 千円

支　　出

第１款　資本的支出	3,871,874 千円
第１項　建設改良費	2,990,307 千円
第２項　企業債償還金	880,607 千円
第３項　投資	960 千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
総合医療情報システム更新事業	令和９年度	千円 412,154
機械器具整備事業（総合医療情報システム付帯設備及び器具）	同上	187,075

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合医療情報システム更新事業費	千円 2,472,000	普通貸借又は証券発行	% 年4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する条件による。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還し、若しくは低利債に借換えすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
機械器具整備事業費	千円 449,000	普通貸借又は証券発行	% 年4.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率）	政府資金については その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する条件による。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還し、若しくは低利債に借換えすることができる。
計	2,921,000			

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　収益的支出　　第１項　医業費用　　第２項　医業外費用
　　第３項　特別損失

（２）　資本的支出　　第１項　建設改良費　　第２項　企業債償還金
　　第３項　投資

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）　職員給与費　　11,246,652千円

（２）　交際費　　200千円

（たな卸資産購入限度額）

第１０条　たな卸資産の購入限度額は、4,054,041千円と定める。

（重要な資産の取得）

第１１条　重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	ＳＰＥＣＴ装置	一式
	医療テレメーターシステム	三式
	眼科手術用顕微鏡	一式

令和８年２月２４日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫